



第94回 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成30年6月27日(水曜日)
午前10時

場所 富山市牛島町15番1号
北電ビル 2階大ホール

議決権行使期限: 平成30年6月26日(火曜日)
午後5時まで

株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第94回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類(議案および参考事項)	4
添付書類	
事業報告	18
連結計算書類	34
計算書類	42
監査報告	49
株主総会会場ご案内	裏表紙

平成30年6月6日

株 主 各 位

富 山 市 牛 島 町 15 番 1 号

北 陸 電 力 株 式 会 社

代 表 取 締 役 会 長 久 和 進

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。以下いずれかの方法により、平成30年6月26日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」を必ずご確認のうえ、上記の行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とし、インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 富山市牛島町15番1号
北電ビル 2階大ホール

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第94期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告，連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第94期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

- 第1号議案 取締役12名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

<株主提案（第3号議案から第8号議案まで）>

- 第3号議案 定款一部変更の件（1）
- 第4号議案 定款一部変更の件（2）
- 第5号議案 定款一部変更の件（3）
- 第6号議案 定款一部変更の件（4）
- 第7号議案 定款一部変更の件（5）
- 第8号議案 定款一部変更の件（6）

上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

以上

株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ホームページ（<http://www.rikuden.co.jp/>）に掲載してお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使の方法について

(1) パソコンまたは携帯電話をご利用の方

以下のウェブサイトアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力の場合、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.web54.net>

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただき、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。（「議決権行使コード」および「パスワード」のご入力は不要です。）

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

2. 議決権行使に関する注意事項について

- (1) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月26日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。
- (3) パソコン、携帯電話またはスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
(専用ダイヤル) ☎0120-652-031 (午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

第1号議案および第2号議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 取締役12名選任の件

現任取締役12名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

(五十音順、※印は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	安 宅 建 樹 (昭和25年7月13日生)	昭和48年4月 株式会社北國銀行入行 平成16年6月 同行専務取締役 平成18年6月 同行代表取締役頭取（現在に至る） 平成18年7月 社団法人石川県銀行協会（現一般社団法人石川県銀行協会）会長（現在に至る） 平成26年4月 一般社団法人金沢経済同友会代表幹事 平成28年11月 金沢商工会議所会頭（現在に至る） 平成29年6月 当社取締役（現在に至る） <重要な兼職の状況> 株式会社北國銀行代表取締役頭取 金沢商工会議所会頭 一般社団法人石川県銀行協会会長 澁谷工業株式会社社外監査役	800株
<p><取締役候補者の選任理由> 株式会社北國銀行代表取締役頭取であり、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	石黒伸彦 (昭和32年7月23日生)	昭和58年4月 当社入社 平成24年6月 当社執行役員石川支店長 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 平成29年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 (現在に至る) 当社地域共生本部長 原子力本部長委嘱 (現在に至る)	18,862株
<p><取締役候補者の選任理由> 昭和58年の入社以来, 主に原子力発電関係業務に従事し, 現在, 代表取締役副社長 副社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	尾島志朗 (昭和32年6月15日生)	昭和56年4月 当社入社 平成24年6月 当社執行役員営業本部 営業部長 平成26年6月 当社常務取締役 当社営業本部長委嘱 (現在に至る) 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社代表取締役社長	14,600株
<p><取締役候補者の選任理由> 昭和56年の入社以来, 主に経営企画・営業関係業務に従事し, 現在, 取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	金井豊 (昭和29年10月19日生)	昭和52年4月 当社入社 平成22年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社代表取締役副社長 平成27年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 黒部川電力株式会社代表取締役	31,655株
<p><取締役候補者の選任理由> 昭和52年の入社以来, 主に原子力発電関係業務に従事し, 現在, 代表取締役社長 社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<p style="text-align: center;">かわだ　　お　　男 川　田　達</p> <p>(昭和15年1月27日生)</p>	<p>昭和37年3月 福井精練加工株式会社(現セーレン株式会社)入社 昭和60年8月 セーレン株式会社常務取締役 昭和62年8月 同社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成17年10月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者 平成18年6月 福井県経営者協会会長 平成20年6月 当社監査役 平成21年3月 福井商工会議所会頭(現在に至る) 平成23年6月 セーレン株式会社代表取締役会長兼社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者 平成26年6月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者(現在に至る) 平成27年6月 当社取締役(現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況> セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社代表取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 福井商工会議所会頭 ダイキン工業株式会社社外取締役 株式会社はくはくフィナンシャルグループ社外取締役(監査等委員) 富士フイルムホールディングス株式会社社外取締役</p>	23,900株
<p><取締役候補者の選任理由> セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者であり、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p style="text-align: center;">きゅう　　わ　　すす　　進 久　和</p> <p>(昭和24年6月22日生)</p>	<p>昭和47年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社代表取締役副社長 平成22年4月 当社代表取締役社長 平成27年6月 当社代表取締役会長(現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況> 北陸経済連合会会長 とやま医療健康システム株式会社代表取締役社長 株式会社カターレ富山代表取締役会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長</p>	85,604株
<p><取締役候補者の選任理由> 昭和47年の入社以来、主に電力流通関係業務に従事し、現在、代表取締役会長を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	※ 塩谷誓勝 (昭和35年4月13日生)	昭和58年4月 当社入社 平成22年6月 当社火力部(副部長)(技術・品質担当) 平成26年6月 当社火力部長 平成28年6月 当社執行役員火力部長(現在に至る)	2,000株
	<p><取締役候補者の選任理由> 昭和58年の入社以来, 主に火力発電関係業務に従事し, 現在, 執行役員火力部長を務めております。当社での豊富な業務経験を有し, 当社および当社グループ経営全般を担う取締役として適任であり, 新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
8	須河元信 (昭和35年1月1日生)	昭和57年4月 当社入社 平成24年6月 当社支配人経理部長 平成26年6月 当社執行役員人事労務部長 平成28年6月 当社常務執行役員 平成29年6月 当社取締役 常務執行役員(現在に至る) <重要な兼職の状況> 北電パートナーサービス株式会社代表取締役社長	11,400株
	<p><取締役候補者の選任理由> 昭和57年の入社以来, 主に経営企画・経理・人事関係業務に従事し, 現在, 取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
9	高木繁雄 (昭和23年4月2日生)	昭和46年4月 株式会社北陸銀行入行 平成10年6月 同行取締役 平成14年6月 同行代表取締役頭取 平成14年7月 社団法人富山県銀行協会(現一般社団法人富山県銀行協会)会長 平成15年9月 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ(現株式会社ほくほくフィナンシャルグループ)代表取締役社長 平成21年4月 富山経済同友会代表幹事 平成25年6月 株式会社北陸銀行特別顧問 平成25年11月 富山商工会議所会頭(現在に至る) 平成26年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役(現在に至る) 平成28年7月 株式会社北陸銀行特別参与(現在に至る) <重要な兼職の状況> 富山商工会議所会頭 日医工株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役	9,600株
	<p><取締役候補者の選任理由> 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ代表取締役社長および株式会社北陸銀行代表取締役頭取を経験されるなど, 経営に関する幅広い知識・経験を有しており, その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため, 引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
10	高林 幸裕 (昭和33年7月2日生)	昭和56年4月 当社入社 平成23年6月 当社支配人経営企画部部长 平成24年6月 当社執行役員経営企画部部长 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る)	16,812株
	<p><取締役候補者の選任理由> 昭和56年の入社以来, 主に経営企画関係業務に従事し, 現在, 取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
11	※ 水谷 和久 (昭和36年6月12日生)	昭和59年4月 当社入社 平成24年6月 当社総務部法務室長 平成25年6月 当社総務部長 平成27年6月 当社執行役員石川支店長 (現在に至る)	3,500株
	<p><取締役候補者の選任理由> 昭和59年の入社以来, 主に法務関係業務に従事し, 現在, 執行役員石川支店長を務めております。当社での豊富な業務経験を有し, 当社および当社グループ経営全般を担う取締役として適任であり, 新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
12	水野 弘一 (昭和33年11月20日生)	昭和58年4月 当社入社 平成25年6月 当社支配人電力流通部長 平成26年6月 当社執行役員電力流通部長 平成28年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 北電テクノサービス株式会社代表取締役社長	3,704株
	<p><取締役候補者の選任理由> 昭和58年の入社以来, 主に電力流通関係業務に従事し, 現在, 取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏は, 社外取締役候補者であります。
2 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏につきましては, 株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し, 届け出ております。
3 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏は, 現在, 当社の社外取締役であり, 就任してからの年数は, 本総会終結の時をもって, 川田達男および高木繁雄の両氏は3年, 安宅建樹氏は1年であります。なお, 川田達男および高木繁雄の両氏は, 過去, 当社の社外監査役でありました。
4 当社は, 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏との間で, 会社法第423条第1項に関する取締役の責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており, 各氏の選任が承認可決された場合には, 当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 湊見隆昌氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠のため監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

(※印は新任候補者)

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※ みず かみ やす ひと 水 上 靖 仁 (昭和33年11月30日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年6月 当社支配人経理部長 平成24年6月 当社執行役員東京支社長 平成27年6月 当社執行役員経営企画部長（現在に至る）	12,100株
<監査役候補者の選任理由> 昭和56年の入社以来、主に経営企画・経理関係業務に従事し、現在、執行役員経営企画部長を務めております。監査に必要な当社での豊富な業務経験と財務・会計に関する知見を有し監査役として適任であり、新たに監査役として選任をお願いするものであります。		

<株主提案（第3号議案から第8号議案まで）>

第3号議案から第8号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（98名）の議決権の数は、1,019個であります。

第3号議案 定款一部変更の件（1）

○議案内容

第1章第2条(1)を以下のとおり変更する。

《現行定款》

（目的）

第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 電気事業

《変更案》

（目的）

第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 電気事業。ただし原子力発電は行わず、再生可能エネルギー等による小規模分散型発電のネットワーク構築を目指す。

（下線部分を追加する。）

○提案理由

福島原発事故後、東京電力は経営破綻状態に陥り、今も実質的には国の管理下にある現実を直視すれば、原子力発電のリスクの大きさは明らかである。事故処理費用は当初想定を大幅に上回り最終的な額は見通しも立たない。大事故を起こさなくても、核廃棄物の最終処分費用等を考慮すれば原発のコストは算定不能なほど高くなり、先の世代に膨大な負の遺産を押し付けることになる。

一方、再生可能エネルギーを中心とした小規模分散型発電は維持管理の費用が桁違いに安く、発電コストもどんどん下がり、災害時にも素早い対応・復旧が可能なので、経済性や供給安定性の観点からも原発より優れている。敷地内にも周辺にも活断層がある危険な志賀原発の再稼働に固執することなく早急に再生可能エネルギーにシフトすることで、今こそ真に「地域と共生する電力会社」の実現を目指すべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しい我が国では、安全確保を大前提に、原子力を活用すべきと考えております。国のエネルギー基本計画においても、原子力は「重要なベースロード電源」と明記されております。

当社は、「低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けする」という社会的使命を果たすため、供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しないことから電力の安定供給確保や低炭素社会を支える基盤である志賀原子力発電所の早期再稼働が最重要課題と考えております。今後も引き続き、新規制基準への適合性確認審査に的確に対応するとともに、安全性向上工事を着実に進め、十分な安全性を確保した上で、地域の皆さまのご理解のもと、早期再稼働を目指してまいります。

また、当社は再生可能エネルギー導入を着実に推進しておりますが、現在の技術では導入可能量や経済性等の面で課題があり、当社において原子力の代替電源と位置づけることは困難であります。

第4号議案 定款一部変更の件（2）

○議案内容

以下の章を新設する。

第7章 エネルギーシフト推進本部の設置

第44条 小規模分散型発電ネットワーク構築を速やかに実現するため、エネルギーシフト推進本部を設置する。

第45条 エネルギーシフト推進本部は、再生可能エネルギーの電源開発をすすめるとともに、以下のことを目的とする。

- (1) 省エネ、節電に関するコンサルティング業務の充実
- (2) 給電ルールの優先順位を見直し、再生可能エネルギーの供給を拡大
- (3) 「電気の見える化」（電源構成や送電線の利用率などに関する情報公開）の促進

○提案理由

福島原発震災後、どの世論調査でも「将来的には原発ゼロ」の回答が多数となり、地域に立脚したエネルギー供給が各地で始まり、原発ゼロ基本法案が超党派で国会に提出される状況になっている。

今世紀後半に温室効果ガスの排出ゼロを目指すパリ協定が2016年に発効し、消費電力の100%を再生可能エネルギーにすることを目指す企業が参加する国際的なイニシアチブRE100が発足し、日本でもリコー、積水ハウス、アスクル等が参加し、産業界からの電源シフト要請は広がりつつある。エネルギー基本計画でも再エネが主力電源と位置づけられる見通しで、経済産業省は再エネ導入拡大に向け送電線運用ルールの見直しを始め、さらに環境省も再エネ拡大の支援策を発表している。

もともと水力の比率が高い当社は、他電力に比べ再生可能エネルギーへの電源シフトはより容易なので、この利点を活かして他社に先駆け速やかに電源シフトを進めることが可能である。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

「低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けする」という当社の社会的使命を果たすためには、原子力、火力、再生可能エネルギーなどの多様な電源をバランスよく組み合わせる必要があります。

再生可能エネルギーにつきましては、エネルギー自給率の改善や地球環境負荷低減の観点から貴重なエネルギーと認識しておりますが、一方では、現在の技術では導入可能量や経済性等の面で課題があります。当社は、これらの課題を踏まえながら、再生可能エネルギー導入を着実に推進しております。

また、当社はお客さまの設備や使用状況に合った省エネ個別提案サービスなど、お客さまのニーズに応じたサービスの提供を実施しており、電源構成や送電線の利用率などに関する情報については、当社または電力広域的運営推進機関のホームページにて公開いたしております。

したがいまして、あらためてご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

第5号議案 定款一部変更の件（3）

○議案内容

以下の章を新設する。

第8章 志賀原子力発電所の廃炉本部の設置

第46条 志賀原子力発電所は再稼働せず、より安全に廃炉にするため廃炉本部を設置する。

第47条 廃炉本部は以下のことを目的とする。

- (1) すでに発生している使用済み核燃料を、大規模地震・津波などの自然災害や想定外の電源喪失の際にも安全に保管する方法の研究・開発、およびその実施。
- (2) 環境への放射能汚染や作業員の被曝を最小限にする、より安全な廃炉方法の研究・開発、およびその実施。
- (3) 廃炉作業の過程で生じる膨大な放射性廃棄物を自社内で確実に管理する方法の研究・開発、およびその実施。
- (4) 廃炉作業に携わる全作業員の生涯にわたる健康管理。
- (5) その他、原子力発電所の廃炉にともなって生じる諸問題への対処。

○提案理由

志賀原発は敷地近傍に富来川南岸断層などの活断層があり、さらに敷地内にも複数の断層があり、原子炉建屋直下の断層が「将来活動する可能性が否定できない」と、原子力規制委員会の有識者会合で評価された1号機は廃炉を迫られている。原子力規制委員会で新規制基準への適合性審査中の2号機も重要施設の下に断層があり、審査が進捗していないことは本会社も認めているところだ。にもかかわらず、審査に合格する見込みが立たない原発の安全対策工事に巨額の費用を投入し続けているが、原発の再稼働に固執していることこそが値上げをせざるを得なくなっている真の原因であり、早く廃炉の決断をするほうが賢明である。

廃炉を先延ばしして再稼働を強行すれば、事故のリスクがある上に危険な使用済み核燃料が増えていく。大事故を起こしていない今のうちに廃炉にする方が、得策である。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しい我が国では、安全確保を大前提に、原子力を活用すべきと考えております。国のエネルギー基本計画においても、原子力は「重要なベースロード電源」と明記されております。

当社は、「低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けする」という社会的使命を果たすため、供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しないことから電力の安定供給確保や低炭素社会を支える基盤である志賀原子力発電所の早期再稼働が最重要課題と考えております。今後も引き続き、新規制基準への適合性確認審査に的確に対応するとともに、安全性向上工事を着実に進め、十分な安全性を確保した上で、地域の皆さまのご理解のもと、早期再稼働を目指してまいります。

志賀原子力発電所は、当社にとって必要不可欠な電源であり、廃止措置を行う予定はございません。

第6号議案 定款一部変更の件（4）

○議案内容

以下の章を新設する。

第9章 再処理からの撤退

第48条 本会社は使用済み核燃料の再処理をしない。

第49条 本会社は日本原燃株式会社への出資および債務保証を凍結する。

○提案理由

六ヶ所再処理工場は2006年に試運転開始後、事故続きで10年以上たっても未だに稼働できず完成予定は何度となく延期され、2018年度上半期には完成の予定ということだったが、今のところ操業のめどは全くたっていない。使用済み核燃料プールはほぼ満杯で、すでに施設が老朽化し始めている。しかも敷地近傍には大断層があり地震による事故リスクが非常に大きい。きわめて危険な上、環境負荷も甚大で、経済的にも合理性のない再処理は中止すべきである。

今年1月9日付けの「デーリー東北」紙によれば、東京電力を除く大手電力8社が「電力自由化によって経営環境が厳しくなった」として、日本原燃への経営支援を縮小したということだが、縮小しながらも支援を続けるのではなく、この際、日本原燃への経営支援は凍結し、抜本的な見直しを行うべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

使用済燃料の再処理につきましては、国のエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進が基本の方針とされております。加えて、電力システム改革による競争環境下においても再処理等を安定的・継続的に進めるため、再処理等拠出金法に基づき、国の一定の関与のもと再処理等を着実に実施していくための基盤が整備されております。当社は、国の基本方針に従い使用済燃料の再処理を実施していくことが重要と考えております。

また、原子力発電の安定的・円滑な運営のためには、原子燃料サイクル事業は極めて重要であり、その根幹を担う日本原燃株式会社の安定的な操業が必要であります。したがって、日本原燃株式会社への出資および債務保証は、当社の事業運営上必要かつ適切であるものと考えております。

第7号議案 定款一部変更の件（5）

○議案内容

第4章第31条を以下のとおり変更する。

《現行定款》

（相談役）

第31条 本会社に相談役若干名を置くことができる。

2 相談役は、取締役会の決議をもって委嘱する。

《変更案》

（相談役等）

第31条 本会社は、相談役、顧問、参与等は置かない。

○提案理由

相談役等の役職は会社法には定めがなく、その権限や責任は曖昧であり、不適切会計が明らかになった東芝ではトップ人事などに相談役の意向が働いたとの指摘があることから、近年は相談役等に関する詳細な情報が開示されるようになっている。また、相談役等を廃止する企業も相次いでいる。

しかし本会社では相談役等の待遇等は公表されておらず、極めて不透明な状態である。昨年の株主提案に対する取締役会の意見は「現職経営層は、相談役の助言にかかわらず、あくまで自らの責任により誠実に経営判断を行っております」とのことで、相談役の助言は必要ないと認めているのだ。富山県議会議員が参与になっている件では、「地域に根差した事業を展開する当社にとって貴重な機会」とのことだったが、それなら広く管内の消費者の意見を聞く場を設ければ十分である。現在、経営効率化を迫られている本会社としては、存在意義がない役職は速やかに廃止すべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、相談役、顧問、参与をそれぞれ業務上の必要に応じて委嘱しております。

相談役は、会長・社長経験者から選任され、現在は1名が在職しております。相談役は、現職経営層の諮問に対し適宜助言するとともに、地域の各種団体等から要請を受けた役職に就任するなど対外的な活動の一部を担っております。なお、現職経営層は、相談役の助言を参考としつつ、自らの見識と責任において誠実に経営判断を行っております。

顧問は、社長から委嘱を受けた特命事項を遂行する役割を担っており、現在は常務執行役員経験者2名が在職しております。

参与は、県議会議長から推薦のあった議員5名に委嘱しており、年1、2回開催する参与会で、当社事業の重要事項についての貴重な意見をいただいております。地域を代表する参与との意見交換は、地域との連携を図る上での一助となるものであります。

以上から、ご提案の定款変更の必要はないと考えております。

第8号議案 定款一部変更の件（6）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章 役員報酬等の個別開示

第50条 本会社の個々の取締役および監査役、相談役、顧問等の報酬、賞与その他の業務執行の対価として本会社から受け取る財産上の利益は、遅滞なく公表する。

○提案理由

株主は取締役会社に会社の経営を委任しており、取締役の重い責任とその報酬額が見合っているか、株主が個別に判断できるようにするのは当然のことである。しかし、取締役及び監査役に対する報酬等は総額しか公表されず、株主が個別に判断することは不可能となっている。報酬額は明確な基準のもとに決定されているはずであり、取締役会には基準の根拠を説明し、その額が適当かどうかの判断材料を株主に提示する責務がある。監査役等についても、同様である。

本会社は電力供給という公共性が極めて高い事業を営んでおり、そもそも報酬の原資は電気料金なのだから、自治体の長や議員などの報酬額が開示されているのと同様に、取締役等の報酬は個別開示すべきものであり、「プライバシー保護の観点等から」という非開示の理由は的外れであり、不当である。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

取締役および監査役の報酬限度額につきましては、それぞれ株主総会において決議いただいております。その範囲内で、取締役については社外取締役3名と会長・社長の5名による報酬に関する会議での審議を経て取締役会で、監査役については監査役の協議により、各人の報酬額を決定しております。

取締役賞与につきましては、各事業年度の業績等を勘案し、支給の都度、株主総会で総額を決議いただき、取締役会で各人の賞与額を決定しております。

取締役会としては、法令に基づき、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬等の総額を事業報告において開示しております。

このような方法は、適法と認められており、一般的にも採用されております。

また、相談役、顧問等は当社業務上必要に応じて委嘱しており、報酬等は委嘱内容に応じて適正な金額を決定しております。

なお、各人の報酬額についてはプライバシー保護の観点等から開示しておりません。

以上

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

I 企業集団の事業の概況

1 事業の経過および成果

当期の我が国経済は、設備投資が持ち直しているほか、良好な雇用環境の継続などにより、緩やかな回復基調が続きました。

北陸地域の経済は、生産活動の増勢が続くとともに、北陸新幹線による交流人口も高水準を維持していることなどから、総じて緩やかに拡大を続けました。

このような経済情勢の中、当年度の連結収支につきましては、売上高(営業収益)は、電気事業における燃料費調整額の増加や再エネ特措法賦課金・交付金の増加などから、前年度に比べ537億円増の5,962億円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は523億円増の5,988億円となりました。

また、経常利益は、電気事業において、水力発電電量が増加したことに加え、人件費をはじめ更なる効率化に努めたものの、高稼働・高経年設備に係る修繕費の増加や大型石炭火力2基の稼働減に伴う燃料費の増加などにより、当社個別決算では2年連続で過去最大の経常損失となりました。一方、連結決算では、電気事業以外における請負工事の受注増加などにより、前年度に比べ6億円増の26億円となりました。これに法人税等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損益は4億円の損失となり、2年連続の損失となりました。

このような厳しい収支状況等を踏まえ、当年度の配当につきましては、見送ることとさせていただきます。株主の皆さまには誠に申し訳なく存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事業別の業績は次のとおりであります。

[電気事業]

当年度の小売販売電力量につきましては、電灯は、冬季の気温が前年より低かったことによる暖房需要の増加などから、前年度を上回りました。産業用は、機械産業の需要が増加したことなどから、前年度を上回りました。

この結果、小売販売電力量は286億63百万キロワット時となり、前年度と比較しますと2.0%の増加となりました。

供給力につきましては、志賀原子力発電所1・2号機が引き続き運転できなかったことから、厳しい状況となりました。

しかしながら、お客さまに夏季および冬季の電気の効率的なご使用にご協力いただくとともに、水力・火力発電所の補修時期を調整するなど供給面での諸対策を講じたことに加え、出水率が110.9%と平年を上回った結果、供給を維持することができました。

収支につきましては、売上高は、燃料費調整額の増加や再エネ特措法賦課金・交付金の増加などから、前年度に比べ523億円増の5,490億円となりました。

また、営業利益は、水力発電受電量の増加や償却進行による減価償却費の減少などに加え、人件費をはじめ更なる効率化に努めたことから、高稼働・高経年設備に係る修繕費の増加や大型石炭火力2基の稼働減に伴う燃料費の増加はあったものの、前年度に比べ31億円増の61億円となりました。

[その他の事業]

売上高は、請負工事の受注増加などから、前年度に比べ64億円増の1,013億円、営業費用は、前年度に比べ51億円増の924億円となりました。この結果、営業利益は前年度に比べ12億円増の89億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売上高		営業費用		営業利益	
	金額	増減	金額	増減	金額	増減
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
電気事業	5,490	523	5,429	491	61	31
その他の事業	1,013	64	924	51	89	12
計	6,503	587	6,353	542	150	44
内部取引消去	△ 541	—	△ 539	—	△ 2	—
連 結	5,962	537	5,814	494	148	42

2 対処すべき課題

(1) 対処すべき課題、経営の基本方針および経営戦略

当社は厳しい経営環境を踏まえ、本年4月1日から一部のお客さまを対象として電気料金の値上げを実施させていただきました。このような中、当社グループは以下の5つの柱からなる経営方針のもと、諸課題へ着実に取り組んでまいります。

まずは電力の安定供給確保や低炭素社会を支える基盤である志賀原子力発電所の早期再稼働に向け、新規制基準への適合性確認審査へ確実に対応してまいります。

また、今後も聖域を設けず経営効率化に取り組むとともに、お客さまのニーズを捉えたサービスの充実や開発に努めてまいります。社会が大きく変化していく中で様々なニーズを掘り起こし、お客さまにとって有益な価値を提供し続けてまいります。新たな価値を創造し持続的な成長を図っていくため、組織体制を強化し、既存事業領域の拡大と新たな事業領域の創出に取り組んでまいります。

加えて、これまで築いてきた安全文化を更に深化させ、全社的な業務品質の向上を図ります。

今後も北陸地域に根差した企業として、地域とともに発展できるよう、これらの取組みを着実に進め、皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指してまいります。

1. 安定供給を確保する

供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しないことから、ベースロード電源として重要な役割を担う志賀原子力発電所の安全強化に徹底して取り組むとともに、新規制基準への適合性確認審査に的確に対応し、早期再稼働を目指してまいります。

また、高稼働が続いている水力・火力発電所の補修を着実にを行うとともに、発電設備の高効率化等を通じ、電源の低炭素化を推進してまいります。流通設備についても、高経年設備の計画的な更新等により、安定供給を確保いたします。

2. 競争力を高める

安全最優先を前提とした更なる業務効率化およびコスト削減を徹底するとともに、志賀原子力発電所をはじめとした競争力ある電源の整備・活用を進めてまいります。また、地域に密着した営業活動やお客さまのニーズを捉えたサービスの展開等を通じて、可能な限り販売を拡大するとともに、事業基盤を強化してまいります。

3. グループ全体の収益性を高める

今後の人口動態やIoT・AIをはじめとする技術革新等により、社会・経済構造や社会のニーズが劇的に変化していくことが想定されます。当社グループとして、これらの変化を的確に捉え、持ち得る経営資源を最大限活用することで、事業領域の拡大および新領域の創出に取り組み、持続的な成長を目指してまいります。

4. 電力システム改革に適応する

2020年4月からの送配電部門の法的分離に対し、業務の中立性・透明性確保と最適な事業運営の両立に向け、本年7月から移行準備組織を導入し、法的分離後の組織・業務運営を検証するとともに、法的分離に向けた諸手続きを着実に進めてまいります。

また、制度改正に対しても的確に対処し、着実な業務運営を行ってまいります。

5. 経営基盤を支える取組みを徹底する

当社グループが持続的に成長していくため、安全最優先の徹底をはじめとする安全文化の更なる深化や業務品質の向上に取り組んでまいります。加えて、お客さまや地域の皆さまとの双方向対話活動を展開し、地域社会から信頼いただけるよう取り組んでいくとともに、経営効率化をはじめとした当社グループの取組みについて、丁寧な説明に努めてまいります。

また、ダイバーシティの推進や働き方改革による労働生産性向上に着実に取り組み、個人・組織が能力を最大限発揮できる活力ある職場づくりを行ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

原子力発電所の稼働時期が見通せないなど経営環境が不透明であることから、利益目標などの経営指標は設定しておりませんが、厳しい収支状況に対処していくため、経営基盤強化委員会において、聖域を設けず経営効率化に取り組むとともに、電力の安定供給を確保する観点から、以下の経営指標を設定しております。

< 良質で環境にやさしい電力の安定供給 >

- ・お客さま一戸あたり停電回数：0.23回／年 程度

(経営効率化の主な取組み)

需給関連費用の効率化

- ・石炭火力発電所の定期点検期間短縮（工法変更等）による燃料費の削減
- ・経済性に優れた電源の活用（水力・LNG火力発電電力量の拡大）
- ・供給余力を活用した卸電力取引所への販売拡大
- ・低コストな近距離ソース炭の利用拡大による燃料費の削減

修繕・設備関連費用の削減

- ・安定供給および工事施工力への影響を見極めたうえで、設備の補修時期や点検時期の見直し拡大
- ・工事仕様の見直し、競争入札や共同調達等多様な調達方策活用による調達価格の7%低減

人件費関連の削減

- ・役員、従業員の年収水準の引下げ、福利厚生制度の見直し等
- ・業務の集約化等による労働生産性の向上

その他経費関連の削減

- ・施策の取捨選択等による諸経費全般の削減等

3 設備投資の状況

(1) 当年度における設備投資額

区分	投資額
電気事業	1,063 億円
その他の事業	45
合計	1,108

(2) 当年度における主な建設中の設備

設備別	名称	概要	運転開始予定年月
発電	富山新港火力発電所 L N G 1 号機	出力 42万4,700キロワット	平成30年11月

4 資金調達の状況

(1) 社債

発行額	償還額
700億円	500億円

(注) 発行額はすべて国内普通社債であります。

(2) 長期借入金

借入額	返済額
519億円	331億円

(3) 短期借入金

当年度における短期借入金の総借入額と総返済額を差し引きした結果、9億円の純減となりました。

5 財産および損益の状況の推移

区 分	平成26年度 (第91期)	平成27年度 (第92期)	平成28年度 (第93期)	平成29年度 (当期)(第94期)
売上高(億円) (営業収益)	5,327	5,445	5,425	5,962
経常利益(億円)	223	280	20	26
親会社株主に帰属する 当期純利益(億円)	89	128	△6	△4
1株当たり当期純利益	43円05銭	61円74銭	△2円98銭	△2円33銭
総資産(億円)	14,794	15,093	15,180	15,887

II 企業集団および当社の概況 (平成30年3月31日現在)

1 企業集団の主要な事業内容

電気事業

2 企業集団の主要な事業所等

(1) 当社の主要な事業所および発電所

本店	(富山市)
地域共生本部	(金沢市)
原子力本部	(石川県志賀町)
支店	富山支店(富山市), 石川支店(金沢市), 福井支店(福井市)
支社	高岡支社(高岡市), 魚津支社(魚津市), 七尾支社(七尾市), 小松支社(小松市), 丹南支社(越前市), 東京支社(東京都港区)
営業所	6か所(飛騨市, 南砺市, 輪島市, 珠洲市, 大野市, 敦賀市)
水力発電所 (出力8万 キロワット以上)	神通川第一発電所(富山市) 和田川第二発電所(富山市) 手取川第二発電所(白山市) 有峰第一発電所(富山市) 有峰第二発電所(富山市)
火力発電所 (出力25万 キロワット以上)	富山火力発電所(富山市) 福井火力発電所(坂井市) 富山新港火力発電所(射水市) 敦賀火力発電所(敦賀市) 七尾大田火力発電所(七尾市)
原子力発電所	志賀原子力発電所(石川県志賀町)

(2) 子会社等の本店

【連結子会社】	
日本海発電株式会社	(富山市)
北陸発電工事株式会社	(富山市)
北電テクノサービス株式会社	(富山市)
北陸電気工事株式会社	(富山市)
日本海コンクリート工業株式会社	(富山市)
北陸通信ネットワーク株式会社	(金沢市)
北電情報システムサービス株式会社	(富山市)
北陸エルネス株式会社	(富山市)
北電産業株式会社	(富山市)
日本海環境サービス株式会社	(富山市)
北電技術コンサルタント株式会社	(富山市)
北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社	(富山市)
株式会社北陸電力リビングサービス	(富山市)
北電パートナーサービス株式会社	(富山市)
【持分法適用関連会社】	
株式会社ケーブルテレビ富山	(富山市)

3 企業集団の従業員状況

区 分	従業員数 (前年度末比増減)
電 気 事 業	5,229名 (219名増加)
その他の事業	3,204名 (132名減少)
合 計	8,433名 (87名増加)

4 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
【連結子会社】	百万円	%	
日本海発電株式会社	7,350	100.0	発電事業
北陸発電工事株式会社	95	100.0	火力・原子力発電設備に関する工事
北電テクノサービス株式会社	50	100.0	水力発電・変電設備の保守
北陸電気工事株式会社	3,328	50.1	電気工事
日本海コンクリート工業株式会社	150	80.0	コンクリートポール・パイルの製造・販売
北陸通信ネットワーク株式会社	6,000	100.0	専用通信回線サービス, データ伝送回線サービス
北電情報システムサービス株式会社	50	100.0	ソフトウェアの開発・保守
北陸エルネス株式会社	200	75.0	LNGの販売
北電産業株式会社	100	100.0	不動産の賃貸・管理, 人材派遣, リース
日本海環境サービス株式会社	50	100.0	環境調査, 環境緑化
北電技術コンサルタント株式会社	50	100.0	土木・建築工事の調査・設計・監理
北陸電力ビジネスソリューション株式会社	110	100.0	エネルギーソリューション事業
株式会社北陸電力リビングサービス	50	100.0	家庭向け営業業務
北電パートナーサービス株式会社	20	100.0	電力設備の保守, 電力関連施設の運営
【持分法適用関連会社】			
株式会社ケーブルテレビ富山	2,010	13.4	有線テレビ放送サービス

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

5 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	827 億円
日本生命保険相互会社	735
株式会社北陸銀行	458
株式会社日本政策投資銀行	397
明治安田生命保険相互会社	325
株式会社北國銀行	264
株式会社三菱東京UFJ銀行	228
第一生命保険株式会社	215
株式会社三井住友銀行	211
三井住友信託銀行株式会社	150

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

6 当社の株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 4億株
 (2) 発行済株式総数 2億1,033万3,694株
 (3) 株主数 9万5,163名
 (4) 大株主

株主名	持株数 おおよび	出資比率
富山県	11,270 千株	5.4 %
株式会社北陸銀行	7,700	3.7
北陸電力従業員持株会	7,523	3.6
株式会社北國銀行	6,000	2.9
日本生命保険相互会社	5,941	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,434	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,386	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,742	1.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,592	1.7
株式会社みずほ銀行	3,341	1.6

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得、処分および保有

	取得または 処分の株 数	取得または 処分価額の総額
単元未満株式の買取り請求による取得	11,935 ^株	11 ^{百万円}
単元未満株式の買増し請求による処分	2,112	1
決算期における保有株式	1,545,812	—

(注) 上表における株式は全て普通株式であります。

7 当社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
久和進	代表取締役会長	北陸経済連合会会長 富山県公安委員長 とやま医療健康システム株式会社代表取締役社長 株式会社カターレ富山代表取締役会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長
金井豊	代表取締役社長 社長執行役員	黒部川電力株式会社代表取締役
矢野茂	代表取締役副社長 副社長執行役員	富山共同自家発電株式会社代表取締役社長
石黒伸彦	代表取締役副社長 副社長執行役員 地域共生本部長 原子力本部長	
園博昭	代表取締役副社長 副社長執行役員	日本海発電株式会社代表取締役社長
尾島志朗	取締役 常務執行役員 営業本部長	北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社代表取締役社長
高林幸裕	取締役 常務執行役員	
水野弘一	取締役 常務執行役員	北電テクノサービス株式会社代表取締役社長
須河元信	取締役 常務執行役員	北電パートナーサービス株式会社代表取締役社長

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
川田達男	取締役	セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社代表取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 福井商工会議所会頭 ダイキン工業株式会社社外取締役 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) 富士フィルムホールディングス株式会社社外取締役
高木繁雄	取締役	富山商工会議所会頭 日医工株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役
安宅建樹	取締役	株式会社北國銀行代表取締役頭取 金沢商工会議所会頭 一般社団法人石川県銀行協会会長 澁谷工業株式会社社外監査役
湊見隆昌	常勤監査役	
高松正	常勤監査役	
細川俊彦	監査役	弁護士 富山市個人情報保護審査会会長 富山市情報公開審査会会長 富山市行政不服審査会会長 富山県個人情報保護審議会会長 富山県都市計画審議会会長 富山県国土利用計画審議会会長
秋庭悦子	監査役	特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム理事長
伊東忠昭	監査役	株式会社福井銀行取締役会長

- (注) 1 取締役 川田達男, 同 高木繁雄, 同 安宅建樹は, 社外取締役であります。
 2 監査役 細川俊彦, 同 秋庭悦子, 同 伊東忠昭は, 社外監査役であります。
 3 当社は, 社外取締役および社外監査役全員を, 株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し, 届け出ております。
 4 当期中における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

平成29年6月28日	代表取締役副社長 副社長執行役員 赤丸準一, 同 西野彰純, 取締役 深山 彬が退任
平成29年6月28日	須河元信, 安宅建樹が取締役に就任
平成29年6月28日	取締役 常務執行役員 石黒伸彦, 同 園 博昭が代表取締役副社長 副社長執行役員に, 取締役 須河元信が取締役 常務執行役員にそれぞれ就任

- 5 代表取締役会長 久和 進は, 平成30年4月23日, 富山県公安委員長を退任いたしました。
 6 常勤監査役 湊見隆昌は, 当社の経理部長を経験し, 財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には, 開示すべき関係はありません。

(2) 取締役および監査役に対する報酬等

取締役 15名 304百万円（うち社外取締役 4名 17百万円）

監査役 5名 68百万円（うち社外監査役 3名 17百万円）

(注) 1 上記には、第93回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含めております。

2 当年度（平成29年度）に係る役員賞与については、支給しないことといたしました。

3 株主総会決議による報酬限度額

取締役 月額 42百万円

監査役 月額 8百万円

(3) 当年度における社外役員の名活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況（出席率）	監査役会出席状況（出席率）
社外 取締役	川田 達男	73%	
	高木 繁雄	100%	
	安宅 建樹	100%	
社外 監査役	細川 俊彦	100%	100%
	秋庭 悦子	100%	100%
	伊東 忠昭	82%	82%

上記出席状況のもと、各社外取締役は取締役会、各社外監査役は取締役会および監査役会における議論の中で、独立した客観的な立場から、経験と識見等を活かして有益な発言をしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に関する取締役および監査役の責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。

Ⅲ 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2 当年度に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

(1) 当社および子会社が支払うべき報酬等の額の合計額

69百万円

(2) (1)の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額の合計額

43百万円

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの入手資料や報告聴取を通じて、会計監査人の監査計画、報酬見積りの算出根拠および前事業年度における職務執行状況等を総合的に検討した上で、同意しております。

(注) 当社子会社北陸電気工事株式会社は、平成29年6月29日付で会計監査人を太陽有限責任監査法人から新日本有限責任監査法人に変更しております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行います。

Ⅳ 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容およびその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議の内容は以下のとおりです。

当社は、電気事業者として、安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと、効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため、業務の適正を確保するための体制の維持・改善に努めていく。

当社は、「隠さない風土」のもとで、この取組みを通じ業務品質の向上に努めるとともに、事業環境の変化に適応しつつ、引き続きお客さまをはじめ皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指していく。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
 - ・取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役を交え、多様な視点を踏まえた意思決定及び監督を行う。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、取締役会議事録をはじめ、決裁文書等、取締役の職務執行に関する情報について、保存期間等の管理方法及び情報セキュリティ対策を明示した社内規則を定め、適切に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役は、自然災害、原子力災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象に対し、これに迅速かつ確に対応するため、「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則にその対応手順や体制等を定める。また、各部署は、取締役の指揮のもと、定期的に訓練・教育等を実施し、事象発生時の迅速な復旧、被害拡大防止等の対応に備える。
 - ・取締役は、不確実性に伴う経営リスクについて、適宜把握・評価のうえ、取締役会にて毎年度策定する経営計画等の諸計画に反映するとともに、必要に応じて、組織の整備や全社横断的な委員会等を設置し、適切に対応する。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会への付議事項を含む重要事項については、原則として週1回開催する常務会及びその他の会議体において適宜審議する等、効率的な業務運営に努める。
 - ・取締役は、指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続きを社内規則において明確化するとともに、情報システムの活用により、迅速かつ適切な意思決定及び効率的な職務執行を図る。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社長を委員長とし、社外有識者を委員に含む「コンプライアンス推進委員会」を中心として、「行動規範」の周知徹底を図る等、コンプライアンスの全社的活動を推進するとともに、コンプライアンス上の問題を社内外から受け付ける企業倫理情報窓口（ホイッスル北電）の適切な運用を図る。また、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、全社をあげて毅然として対応する。

- ・取締役は、設備の保安活動にあたり、法令等の遵守が確実に行われるための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・取締役は、財務報告の信頼性を確保するための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・取締役は、社内規則の制定及び契約書の締結にあたり、法務部門が法令等との整合を審査する仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・内部監査部門は、法令等の遵守状況、その他従業員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るため、定期的又は必要に応じて監査を実施し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、適切な対応を図る。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・取締役は、北陸電力グループとして目指すべき基本的方向性及び経営目標を「グループ経営方針」として示し、グループ各社は、その達成を目指し取り組む。
 - ・取締役は、「グループ会社運営規程」を定め、グループ各社の経営上の重要事項について、事前協議を受ける体制を整備するほか、グループ経営協議会等を通じ、相互の緊密な連携を図る。
 - ・北陸電力グループ各社は、当社に準じて、法令遵守をはじめとする業務の適正を確保する体制・仕組みを整備し、適切な運用を図る。
7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役の職務を補助する専任組織として監査役室を置き、必要な人員を配置するとともに、その人事異動については監査役と事前協議を行う。
 - ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会又は監査役に報告する。また、取締役及び従業員は、職務執行の状況等について、監査役が報告を求めた場合は、これに応じる。
 - ・取締役は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、適切に対応する。
 - ・取締役は、監査役の常務会等の重要会議への出席及び決裁文書の閲覧のほか、適切な予算の配分等、監査役が必要に応じ調査できる環境を整備する。
 - ・取締役は、監査役との定期的な意見交換を通じて相互認識を深めるとともに、内部監査部門は、監査役及びそのスタッフと緊密に連携し、監査役監査が効果的に行われるよう努める。
8. その他（附則）
- ・非取締役の常務執行役員は、本決議文中の「取締役」に準ずる者として、業務の適正を確保するための体制整備に努める。

同体制の当該事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「コンプライアンスの徹底」を「2017（H29）年度北陸電力グループの取組み」に掲げるとともに、社長メッセージの発信等により、従業員が「行動規範」を遵守するよう指導・監督を行っている。
 - ・取締役会を11回開催し、社外取締役を交え重要事項を協議・決定するとともに、取締役の職務執行を監督している。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・決裁書等の社内文書については、「文書規程」に基づき、管理・保管している。また、電子情報については「情報セキュリティ規程」に基づき、諸対策を実施している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則に基づき、「全社防災訓練」「原子力防災訓練」等の各種訓練・教育を実施している。
 - ・業務に関連するリスクについては、適宜把握・評価のうえ年度の諸計画に反映するとともに、必要に応じて社内委員会等の部門横断的な会議体で審議している。
 - ・平成28年9月に発生した「志賀原子力発電所2号機原子炉建屋内への雨水流入」への再発防止対策に係る活動を含め、原子力部門における活動状況全般を監視する組織を設置し、志賀原子力発電所のより高いレベルの安全性を目指した取組みを実施している。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・会長及び役員執行役員で構成する「常務会」を45回開催し、取締役会付議事項を含む重要事項を審議している。
 - ・「組織規程」「職務権限規程」等により、職務執行のルール・手続きを明確化している。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「コンプライアンス推進委員会」を2回開催しているほか、「コンプライアンス推進月間」の設定等、法令遵守に係る各種取組みを推進している。
 - ・「保安規程」「財務報告に係る内部統制規程」「法務審査要則」に基づき、各業務の適正確保に係る各種取組みを実施している。
 - ・「考査規程」「原子力監査要則」に基づき、内部監査部門による監査を実施するとともに、その結果を取締役に報告している。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・「2017（H29）年度北陸電力グループ経営方針」を策定し、北陸電力グループの基本的方向性等を示している。
 - ・「グループ会社運営規程」に基づき、グループ各社から協議・報告を受ける事項を明確化するとともに、「グループ経営協議会」を随時開催し、相互連携を確保している。
 - ・グループ各社は、「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議し、法令遵守をはじめとした各種取組みを実施している。
7. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・「監査役室」を設置し、監査役の職務を補佐する専任スタッフを配置している。
 - ・「組織規程」に監査役への協力に関する事項を定め、取締役及び従業員は、監査役監査に誠実に対応するとともに、監査の実効性を高めるための各種環境を整備している。また、取締役及び内部監査部門は、適宜、監査役と意見交換を実施し、相互連携を確保している。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	1,274,576	固 定 負 債	977,860
電気事業固定資産	770,042	社 債	444,897
水力発電設備	104,341	長期借入金	427,558
汽力発電設備	108,848	退職給付に係る負債	31,423
原子力発電設備	130,709	資産除去債務	61,247
送電設備	154,691	そ の 他	12,733
変電設備	84,820	流 動 負 債	262,426
配電設備	148,046	1年以内に期限到来の固定負債	104,122
業務設備	31,219	短期借入金	15,628
その他の電気事業固定資産	7,365	支払手形及び買掛金	37,479
その他の固定資産	39,446	未払税金	13,534
固定資産仮勘定	217,657	そ の 他	91,661
建設仮勘定及び除却仮勘定	214,593	引 当 金	20,824
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	3,063	渴水準備引当金	20,824
核 燃 料	94,715	負 債 合 計	1,261,112
装荷核燃料	26,219		
加工中等核燃料	68,495	株 主 資 本	307,560
投資その他の資産	152,714	資 本 金	117,641
長期投資	88,173	資本剰余金	33,994
退職給付に係る資産	19,359	利益剰余金	159,266
繰延税金資産	37,319	自 己 株 式	△ 3,342
そ の 他	7,910	その他の包括利益累計額	7,559
貸倒引当金(貸方)	△ 48	その他有価証券評価差額金	7,302
流 動 資 産	314,181	繰延ヘッジ損益	55
現金及び預金	200,166	退職給付に係る調整累計額	202
受取手形及び売掛金	61,984	非支配株主持分	12,524
たな卸資産	28,463	純 資 産 合 計	327,645
繰延税金資産	6,681		
そ の 他	17,001		
貸倒引当金(貸方)	△ 116		
合 計	1,588,757	合 計	1,588,757

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	581,457	営業収益	596,283
電気事業営業費用	538,851	電気事業営業収益	547,943
その他事業営業費用	42,605	その他事業営業収益	48,339
営業利益	14,826		
営業外費用	14,739	営業外収益	2,584
支払利息	9,638	受取配当金	802
その他	5,101	受取利息	137
		持分法による投資利益	47
		その他	1,597
当期経常費用合計	596,196	当期経常収益合計	598,867
当期経常利益	2,671		
税金等調整前当期純利益	2,671		
法人税等	1,735		
法人税等	3,271		
法人税等調整額	△ 1,535		
当期純利益	935		
非支配株主に帰属する当期純利益	1,420		
親会社株主に帰属する当期純損失	485		

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	117,641	33,994	161,842	△ 3,335	310,143	7,238	-	△ 1,036	6,201	11,268	327,614	
当連結会計年度変動額												
剰余金の配当			△ 2,087		△ 2,087						△ 2,087	
親会社株主に帰属する 当期純損失			△ 485		△ 485						△ 485	
自己株式の取得				△ 11	△ 11						△ 11	
自己株式の処分			△ 2	4	1						1	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△ 0			△ 0						△ 0	
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)						64	55	1,238	1,358	1,255	2,613	
当連結会計年度変動額合計	-	△ 0	△ 2,576	△ 6	△ 2,583	64	55	1,238	1,358	1,255	30	
当連結会計年度末残高	117,641	33,994	159,266	△ 3,342	307,560	7,302	55	202	7,559	12,524	327,645	

連結注記表

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 14社
- ② 連結子会社の名称

日本海発電株式会社、北陸発電工事株式会社、北電テクノサービス株式会社、北陸電気工事株式会社、日本海コンクリート工業株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、北電情報システムサービス株式会社、北陸エルネス株式会社、北電産業株式会社、日本海環境サービス株式会社、北電技術コンサルタント株式会社、北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社、株式会社北陸電力リビングサービス、北電パートナーサービス株式会社

- ③ 連結の範囲から除外した子会社の名称

株式会社パワー・アンド・IT、ホッコー商事株式会社、北陸電気商事株式会社、株式会社ジェスコ

連結の範囲から除外した子会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても、連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用関連会社の数 1社
- ② 持分法適用関連会社の名称

株式会社ケーブルテレビ富山

- ③ 持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社パワー・アンド・IT、ホッコー商事株式会社、北陸電気商事株式会社、株式会社ジェスコ

- ④ 持分法を適用しない関連会社の名称

黒部川電力株式会社、富山共同自家発電株式会社、日本海建興株式会社、北陸計器工業株式会社、北陸エナジス株式会社、北陸電機製造株式会社、有限責任事業組合遠隔看護支援協議会、北配電業株式会社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、これらを持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ

時価法

- (ハ) たな卸資産
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。
なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他連結計算書類の作成のための重要な事項に記載している。
- ③ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- (イ) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。
数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。
- (ロ) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法
有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。
（追加情報）
平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたことに伴い、同施行日以降は、見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法に変更することになる。
ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合に、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた時には、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。
- (ハ) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号。以下「改正法」という）に基づき使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。なお、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれている。
使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は改正法第4条に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未計上残高については、平成31年度まで毎連結会計年度均等額を使用済燃料に係る拠出金として納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、使用済燃料再処理等拠出金費として計上する。当連結会計年度末における未計上残高は1,625百万円である。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

(二) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記していた「営業外収益」の「有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。

3 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

(当 社)

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む） 514,900百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） 39,058百万円

金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される
債務履行引受契約により債務履行を委任した社債 30,000百万円

(連結子会社)

担保資産

その他の固定資産 5,562百万円

投資その他の資産 5百万円

担保付債務

長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） 723百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,611,685百万円

(3) 保証債務等

① 以下の会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 32,985百万円

日本原子力発電株式会社 17,492百万円

黒部川電力株式会社 1,250百万円

従業員の住宅及び厚生資金借入 10,745百万円

合 計 62,474百万円

② 社債の債務履行引受契約に係わる偶発債務

以下は、金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任したものである。

北陸電力第281回国内普通社債 30,000百万円

契約先別の偶発債務残高は以下のとおりである。
株式会社みずほ銀行 30,000百万円

(4) 渴水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

4 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 210,333,694株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,087	10	平成29年3月31日	平成29年6月29日

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業の運営上必要な資金を、社債発行及び金融機関からの借入れ等により調達している。

長期投資（その他有価証券）は、主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務及び事業状況等を確認している。

受取手形及び売掛金は、主に電灯料及び電力料であり、電気供給約款等に基づき、お客さまごとに期日及び残高管理を行っている。

有利子負債の殆どは、中長期的に利率が確定している社債や長期借入金で構成されていることから、市場金利の変動による業績への影響は限定的である。また、為替相場等の変動リスクに晒されている有利子負債は為替相場等の変動リスクの回避を行っている。

デリバティブ取引は、為替相場等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で行っており、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とした取引は行っていない。取引にあたっては、社内規程に基づき、信用度の高い金融機関を相手方として、通常業務から発生する債権債務等を対象に、執行箇所及び管理箇所を定め、代表取締役の承認を受けて行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていない（(注)2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
資産			
① 長期投資（その他有価証券）	17,371	17,371	—
② 現金及び預金	200,166	200,166	—
③ 受取手形及び売掛金	61,984	61,984	—
負債			
④ 社債（※）	514,897	525,712	10,814
⑤ 長期借入金（※）	458,774	478,365	19,591
⑥ 短期借入金	15,628	15,628	—
⑦ 支払手形及び買掛金	37,479	37,479	—

（※）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」として計上されているものが含まれている。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

① 長期投資（その他有価証券）

時価は、取引所の価格によっている。

② 現金及び預金、ならびに ③ 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

④ 社債

時価は、市場価格のある社債は市場価格に基づき、市場価格のない社債は、元利金の合計額を新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑤ 長期借入金

時価は、元利金の合計額を新規に同様の調達を実施した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑥ 短期借入金、ならびに ⑦ 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注) 2 非上場株式及び出資証券等(連結貸借対照表計上額36,700百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「① 長期投資(その他有価証券)」には含まれていない。

6 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,509円29銭
(2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失	2円33銭

7 その他の注記

連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に準拠し、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に準じて作成している。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	1,252,583	固 定 負 債	963,942
電 気 事 業 固 定 資 産	770,368	社 債	444,997
水 力 発 電 設 備	97,451	長 期 借 入 金	426,764
汽 力 発 電 設 備	109,296	リ ー ス 債 務	1
原 子 力 発 電 設 備	131,222	関 係 会 社 長 期 債 務	173
内 燃 力 発 電 設 備	157	退 職 給 付 引 当 金	18,757
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	2,279	資 産 除 去 債 務	61,122
送 電 設 備	156,892	雑 固 定 負 債	12,126
変 電 設 備	85,483	流 動 負 債	261,308
配 電 設 備	156,022	1年以内に期限到来の固定負債	103,730
業 務 設 備	31,458	短 期 借 入 金	15,000
貸 付 設 備	103	買 掛 金	24,100
附 帯 事 業 固 定 資 産	723	未 払 金	25,080
事 業 外 固 定 資 産	9,444	未 払 費 用	54,937
固 定 資 産 仮 勘 定	214,652	未 払 税 金	10,109
建 設 仮 勘 定	211,555	預 り 金	620
除 却 仮 勘 定	33	関 係 会 社 短 期 債 務	22,053
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	3,063	諸 前 受 金	5,675
核 燃 料	94,715	雑 流 動 負 債	0
装 荷 核 燃 料	26,219	引 当 金	20,824
加 工 中 等 核 燃 料	68,495	渴 水 準 備 引 当 金	20,824
投 資 そ の 他 の 資 産	162,680	負 債 合 計	1,246,076
長 期 投 資	86,410	株 主 資 本	273,232
関 係 会 社 長 期 投 資	27,990	資 本 金	117,641
長 期 前 払 費 用	1,846	資 本 剰 余 金	33,993
前 払 年 金 費 用	18,524	資 本 準 備 金	33,993
繰 延 税 金 資 産	27,919	利 益 剰 余 金	124,939
貸 倒 引 当 金(貸方)	△ 12	利 益 準 備 金	28,386
流 動 資 産	273,992	そ の 他 利 益 剰 余 金	96,552
現 金 及 び 預 金	181,295	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	6
売 掛 金	47,875	別 途 積 立 金	70,000
諸 未 収 入 金	2,460	繰 越 利 益 剰 余 金	26,545
貯 蔵 品	24,575	自 己 株 式	△ 3,342
前 払 費 用	3,054	評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,267
関 係 会 社 短 期 債 権	963	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,212
繰 延 税 金 資 産	5,643	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	55
雑 流 動 資 産	8,240	純 資 産 合 計	280,500
貸 倒 引 当 金(貸方)	△ 116		
合 計	1,526,576	合 計	1,526,576

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	543,772	営 業 収 益	549,148
電 気 事 業 営 業 費 用	543,238	電 気 事 業 営 業 収 益	548,659
水 力 発 電 費	21,786	電 灯 料	170,649
汽 力 発 電 費	177,678	電 力 料	301,602
原 子 力 発 電 費	45,819	地 帯 間 販 売 電 力 料	2,451
内 燃 力 発 電 費	84	他 社 販 売 電 力 料	36,360
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 費	596	託 送 収 益	4,015
地 帯 間 購 入 電 力 料	2,603	事 業 者 間 精 算 収 益	668
他 社 購 入 電 力 料	81,252	再 エ ネ 特 措 法 交 付 金	28,883
送 電 費	27,104	電 気 事 業 雑 収 益	4,011
変 電 費	14,275	貸 付 設 備 収 益	16
配 電 費	43,964		
販 売 費	13,514		
貸 付 設 備 費	13		
一 般 管 理 費	32,327		
接 続 供 給 託 送 料	611		
再 エ ネ 特 措 法 納 付 金	64,661		
使 用 済 燃 料 再 処 理 等 既 発 電 費 支 払 契 約 締 結 分	780		
電 源 開 発 促 進 税	10,903		
事 業 税	5,321		
電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方)	△ 61		
附 帯 事 業 営 業 費 用	534	附 帯 事 業 営 業 収 益	488
設 備 貸 付 事 業 営 業 費 用	528	設 備 貸 付 事 業 営 業 収 益	479
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用	5	そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益	9
営 業 利 益	(5,375)		
営 業 外 費 用	14,461	営 業 外 収 益	3,455
財 務 費 用	9,864	財 務 収 益	2,315
支 払 利 息	9,612	受 取 配 当 金	2,203
社 債 発 行 費	252	受 取 利 息	112
事 業 外 費 用	4,596	事 業 外 収 益	1,139
固 定 資 産 売 却 損	21	固 定 資 産 売 却 益	20
雑 損 失	4,575	雑 収 益	1,119
当 期 経 常 費 用 合 計	558,234	当 期 経 常 収 益 合 計	552,604
当 期 経 常 損 失	5,630		
税 引 前 当 期 純 損 失	5,630		
法 人 税 等	△ 1,434		
法 人 税 等	14		
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,449		
当 期 純 損 失	4,195		

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				海外投資等 損失準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当事業年度期首残高	117,641	33,993	28,386	8	70,000	32,830	131,225	△ 3,335	279,525
当事業年度変動額									
海外投資等損失準備金の取崩			△	1		1	-		-
剰余金の配当						△ 2,087	△ 2,087		△ 2,087
当期純損失						△ 4,195	△ 4,195		△ 4,195
自己株式の取得							-	△ 11	△ 11
自己株式の処分						△ 2	△ 2	4	1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)									
当事業年度変動額合計	-	-	-	△ 1	-	△ 6,284	△ 6,285	△ 6	△ 6,292
当事業年度末残高	117,641	33,993	28,386	6	70,000	26,545	124,939	△ 3,342	273,232

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等計	
当事業年度期首残高	7,172	-	7,172	286,698
当事業年度変動額				
海外投資等損失準備金の取崩				-
剰余金の配当				△ 2,087
当期純損失				△ 4,195
自己株式の取得				△ 11
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)	39	55	94	94
当事業年度変動額合計	39	55	94	△ 6,197
当事業年度末残高	7,212	55	7,267	280,500

個別注記表

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの

当期末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

石炭、燃料油、ガス、バイオマス燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、当社の確定給付企業年金制度については、当期末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を上回っているため、前払年金費用として計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類

における会計処理の方法と異なっている。

② 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

（追加情報）

平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたことに伴い、同施行日以降は、見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法に変更することになる。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合に、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた時には、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

③ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号。以下「改正法」という）に基づき使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。なお、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれている。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は改正法第4条に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未計上残高については、平成31年度まで毎期均等額を使用済燃料に係る拠出金として納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、使用済燃料再処理等拠出金費として計上する。当期末における未計上残高は1,625百万円である。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む） 515,000百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） 39,058百万円

金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される

債務履行引受契約により債務履行を委任した社債 30,000百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額		2,539,155百万円
(3) 保証債務等		
① 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務		
日本原燃株式会社		32,985百万円
日本原子力発電株式会社		17,492百万円
黒部川電力株式会社		1,250百万円
合 計		51,728百万円
② 社債の債務履行引受契約に係わる偶発債務		
以下は、金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任したものである。		
第281回国内普通社債		30,000百万円
契約先別の偶発債務残高は以下のとおりである。		
株式会社みずほ銀行		30,000百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務		
長期金銭債権		853百万円
短期金銭債権		963百万円
長期金銭債務		173百万円
短期金銭債務		22,419百万円
(5) 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額		
設備貸付事業	専用固定資産	716百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	0百万円
	合 計	716百万円
(6) 過水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。		
3 損益計算書に関する注記		
(1) 関係会社との営業取引による取引高		
費用		48,744百万円
収益		1,415百万円
(2) 関係会社との営業取引以外の取引高		276百万円
4 株主資本等変動計算書に関する注記		
当期末における自己株式の種類及び総数		
普通株式		1,545,812株

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費損金算入限度超過額	13,272百万円
資産除去債務	8,074百万円
繰越欠損金	6,056百万円
渴水準備引当金	5,820百万円
退職給付引当金	5,244百万円
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用	3,336百万円
法人税法上の繰延資産損金算入限度超過額	1,562百万円
その他	12,980百万円
繰延税金資産小計	56,348百万円
評価性引当額	△ 8,709百万円
繰延税金資産合計	47,638百万円

繰延税金負債

資産除去債務相当資産	△ 6,084百万円
前払年金費用	△ 5,179百万円
その他有価証券評価差額金	△ 2,787百万円
その他	△ 24百万円
繰延税金負債合計	△14,075百万円
繰延税金資産の純額	33,563百万円

6 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,343円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 20円09銭 |

7 その他の注記

「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」(平成29年経済産業省令第77号)により、電気事業会計規則が改正されたため、当期の計算書類は、改正後の電気事業会計規則に基づいて作成している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

北陸電力株式会社

代表取締役会長 久 和 進 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春 日 淳 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 康 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電力株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

北陸電力株式会社

代表取締役会長 久 和 進 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 春 日 淳 志 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 安 田 康 宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電力株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店、支社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、志賀原子力発電所の安全対策の実施状況等を確認しておりますが、今後ともその取組状況を注視してまいります。

平成30年5月18日

北陸電力株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	湊 見 隆 昌	㊟
常 勤 監 査 役	高 松 正	㊟
監査役(社外監査役)	細 川 俊 彦	㊟
監査役(社外監査役)	秋 庭 悦 子	㊟
監査役(社外監査役)	伊 東 忠 昭	㊟

以 上

—メ モー

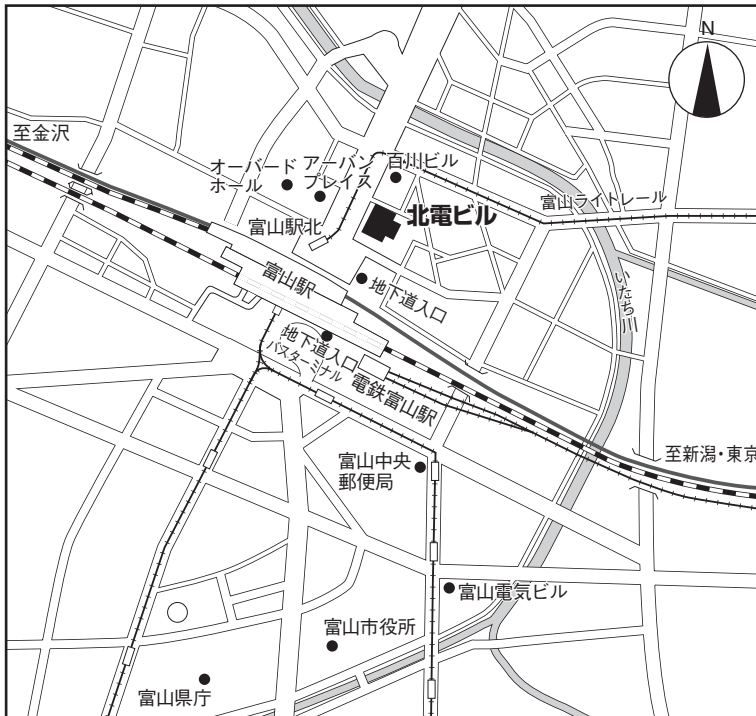
—メ モー

—メ モー—

株主総会会場ご案内

会 場 富山市牛島町15番1号

北電ビル 2階大ホール



- 富山駅北口から徒歩で約1分です。
(駅の南口からは、東側約70メートル付近に、北電ビル前へ通じる地下道があります。)
- 会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。